

公立大学法人札幌市立大学定款変更の件

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第2項の規定により、公立大学法人札幌市立大学の定款の一部を次のように変更する。

第13条第3項中「2年」を「その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日まで」に改める。

附 則

変更後の定款は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

地方独立行政法人法の一部改正により、公立大学法人の監事の任期に係る規定が改正されたことに伴い、公立大学法人札幌市立大学の監事の任期を変更するため、本案を提出する。